

新たな男女共同参画基本計画策定にかかる審議会答申の概要について

第1章 計画の策定にあたって

【計画の性格】

- 男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定
(第1次計画：平成18年度～27年度 第2次計画：平成28年度～令和2年度)
- 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、DV防止法に基づく市町村基本計画としても位置付け

【計画期間】

- 令和3年度から令和7年度までの5年間

【計画の背景】

- 指導的地位における女性の割合は依然として低く、固定的性別役割分担意識も根強く残る。
- 少子高齢化が進む中、さらなる女性の活躍が求められている。
- ジェンダー平等などSDGsの推進等に的確に対応していくことが必要
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による、雇用・就業への影響、DVの増加・深刻化の懸念などの社会的・経済的影響



こうした社会状況を踏まえ、
男女共同参画社会の実現に向けたさらなる施策の推進を図る。

第2章 計画の目標、施策分野、成果指標

【計画の目標】

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる多様性に富んだ持続可能な社会
男女の個人としての尊厳が重んじられ、安全に安心して暮らせる社会
仕事と生活の調和が図られ、男女が社会の対等な構成員として、職場・家庭・地域などあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担うことができる社会

【施策分野、成果指標】

3つの施策分野を設定し、成果指標を定め、計画の効果的な実施を図る。

施策分野 あらゆる分野における女性の参画拡大

(成果指標)

- 管理的職業従事者における女性の割合(大阪府)
- 大阪市役所の男性職員(市長部局)の育児休業等取得率 など

施策分野 安全で安心な暮らしの支援

(成果指標)

- 「デートDV」という言葉を知っている市民の割合 など

施策分野 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

(成果指標)

- 社会全体として男女が平等であると思う市民の割合
- 地域防災活動に女性の参画が必要だと思う市民の割合 など

第3章 施策の基本的方向と具体的取組

施策分野 あらゆる分野における女性の参画拡大

基本認識

(1)女性の就業をめぐる状況

- 大阪府における就業率は全国平均を下回る水準にあり、働く意思を持つ女性の全てが就労を継続することができる職場環境整備が必要
- 女性も男性も働きたい全ての人が、家事・育児・介護等と両立しながらいきいきと働くことができるために、固定的な性別役割分担意識や性差に関するアンコンシャスバイアスの解消に取り組むことが必要

(2)地域における女性の参画

- 地域活動において中心的な役割を果たす女性が依然少ないため、女性の担い手が拡大するよう取り組むことが必要

基本的方向1 雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス

- (1)企業における女性の活躍推進
- (2)女性の多様な働き方の実現
- (3)大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大

基本的方向2 地域における女性の参画拡大

- (1)女性の地域活動への参画促進のための環境づくり
- (2)地域で活躍する女性の育成・支援

施策分野 安全で安心な暮らしの支援

基本認識

- (1) 女性に対する暴力をめぐる状況
 - DV等を根絶するため啓発教育の推進、とりわけ若年層に対する予防啓発の充実が重要
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されていることを踏まえ、相談しやすい環境整備、相談支援体制の充実を図ることが必要
- (2) 男女の健康
 - 心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を進めていくことが重要
- (3) 生活上の困難に直面する女性等
 - 貧困などの生活上の困難に直面する人びと、特に女性の実情に応じた支援が必要

基本的方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) DV被害者と家族への支援

基本的方向4 生涯を通じた健康支援

- (1) 女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進
- (2) 男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進

基本的方向5 生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援

- (1) 生活上の困難に直面する女性等への自立支援
- (2) 高齢者・障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備
- (3) 性の多様性の尊重についての啓発の推進等

施策分野 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

基本認識

- (1) 男女共同参画を推進するための各種制度の状況
 - 男女ともに多様な生き方、働き方を選択できるよう、育児・介護の支援基盤の充実を図ることが重要
- (2) 男女共同参画に関する市民意識
 - 「男性は仕事、女性は家庭中心」といった固定的な性別役割分担を肯定する市民の割合は減少傾向にあるものの、その割合は依然3割を超えていることから、引き続き、男女共同参画に関連した制度や取組を進め、啓発が必要
- (3) 防災分野における男女共同参画
 - 災害時において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されにくいといった課題に対し、平時から男女共同参画の視点に立った取組を一層進めていくことが必要
- (4) 国際社会との協調・多文化共生
 - 国際的な男女共同参画に関する情報の収集・市民周知、増加傾向にある外国人住民に対する多文化共生の観点からの支援が重要

基本的方向6 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- (1) 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備
- (2) 相談体制の充実

基本的方向7 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実

- (1) 男女共同参画の理解促進、情報発信
- (2) 男性・女性の意識改革の促進
- (3) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

基本的方向8 防災・復興における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の推進

基本的方向9 国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進

- (1) 男女共同参画にかかる国際的取組の情報発信
- (2) 多文化共生の視点を踏まえた女性への支援

第4章 計画の推進に向けて

- 計画の推進体制（庁内に設置した推進本部を活用した関係部局との連携、男女共同参画審議会からの意見反映、関係機関・団体との連携強化）
- 地域に根ざした男女共同参画施策推進の拠点としての男女共同参画センターの活用
- 計画の効果的な進捗を図るため、年度ごとにPDCAサイクルを推進